第三版はしがき

本書は、平成20（2008）年に初版を、平成25（2013）年に新しい家事事件手続法および家事事件手続規則の制定を踏まえて第二版を発行した。

今回は第二版の発行後新しく設けられた、成年被後見人に宛てられた郵便物等を成年後見人に配達（回送）すべき旨の申立ての制度（民法860条の２、家事事件手続法別表第一12の２の項）や成年被後見人の死後事務の許可申立ての制度（民法873条の２、家事事件手続法別表第一16の２の項）についての説明および書式のほか、全体を通して若干の記述の修正を加え、第三版として発行する運びとなった。

本書は、単なる書式本ではなく、成年後見関係事件の全容を体系的に説明し、これに書式例を加えたものである。成年後見制度を体系的に把握したうえで、個々の具体的事案に即し、当該事案についてどのような申立てが適切であるかを検討・選択し、目的に適合した申立書等を作成していただくことを狙いとするものあり、こうしたコンセプトは初版以来貫いている。繰り返しになるが、本書が実務家および市民の方々に少しでもお役に立てば幸いである。

なお、申立てにあたって必要な書類（添付資料、予納郵便切手を含む）は、家庭裁判所ごとに異なるため、申立てをする家庭裁判所に事前に確認していただきたい。

最後に、今回の改訂にあたっては、民事法研究会代表取締役の田口信義氏および田中敦司氏、松下寿美子氏、雪野奈美氏に多大な激励およびご支援を賜ったことに感謝を申し上げたい。

平成31年１月

弁護士　坂野　征四郎

はしがき（初版）

従来、家事事件全般について、『書式　家事審判・調停の実務（裁判事務手続講座第３巻）』（二田伸一郎・小磯治著、民事法研究会）が発行されていたが、人事訴訟法その他の法改正・施行を機に、これらの改正を取り込む一方、成年後見に関する部分を削除したうえで、平成16年６月に『書式　家事事件の実務〔全訂四版〕』が発行された。

そこで、上記経緯や新しい成年後見制度が施行後約７年を経過し運用も定着しつつあることを踏まえ、本シリーズの一環として、成年後見の実務・書式を中心とした書籍の発行が民事法研究会より企画され、本書を出版する運びとなった。

本書の著述にあたっては、シリーズの性格上、基本的には従来のスタイルを維持しつつ、成年後見制度の運用については各家庭裁判所において迅速・適正な事件処理のために努力・工夫が重ねられていることに鑑み、参考のために、一般的な書式に加えて、東京家庭裁判所後見センターの書式等も紹介し、また、申立てに利用する方々のためのみでなく審判に携わる方々の参考にもなるように審判書・主文の記載例も加え、さらに、事案に応じてできる限り多様な記載例を紹介するように努めた。

なお、問題を含む事項については、意見にわたる記述も加えられているが、その点は執筆者の私見としてご容赦を願いたい。

書式については評価・位置づけが分かれており、「たかが書式」と位置づけて、自分なりのスタイルで申立書を作成される方々もおられる。しかし、書式は、申立てに必要な事項を過不足なく記載でき、また、点検・審査する立場の側においても多数の事件を迅速にかつ遺漏なく点検・審査できるように工夫された、その時点における実務の水準の表現といってもよく、その意味では「されど書式」である。その事件の特殊事情を記載したいときは別紙を添付するなどして、できる限り書式を利用されることをお勧めしたい。一方、各家庭裁判所における工夫の結果、最近では、申立書さえも当該裁判所独自の書式が現れるようになった。一般的な書式を用いても、申立ての受理を拒否されることはないと思われるが、事前に受付相談等において入手する

ことが望ましい。

ともあれ、本書が成年後見関係事件に携わる方々、あるいは自ら当事者・関係者となる立場におかれた方々に少しでもお役に立てれば幸いである。

最後に、本書発刊にあたっては、東京家庭裁判所主任書記官佐藤彰氏に大変お世話になった。この場を借りてお礼を申し上げる。また、脱稿・発刊が大幅に遅れ、民事法研究会および担当者鈴木真介氏に対しご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げるとともに、同氏から激励やご協力を賜ったことにお礼を申し上げたい。

平成20年２月

成年後見実務研究会代表　坂野　征四郎

第３章　保佐開始の審判申立事件

Ⅰ　事件の概要

家庭裁判所は、申立てにより、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者について、保佐開始の審判をすることができる（民11条）。判断能力低下の程度が後見類型より軽い場合である。

保佐開始の審判があると、被保佐人は、次の行為については、保佐人の同意がなければ行うことができず、同意なくして行った行為は保佐人において取り消すことができる（民13条１項本文・４項）。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為についてはこの限りでない（民13条１項ただし書・９条ただし書）。

① 元本を領収し、または利用すること　　元本とは、法定果実（利息、賃料等）を生じる財産（金銭、不動産等）をいう。領収または利用とは、受け取ったり、貸し付けることをいう。ただし、不動産・動産の賃貸は、民法602条の期間を超えない範囲では許される（後記⑨参照）。

② 借財または保証をすること

③ 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること　　不動産、動産、有価証券等の売買・担保権設定のみならず、対価を支払う施設入所契約、有償委任・委託契約等有体物の得喪を伴わない契約も含まれることに注意を要する。

④ 訴訟行為をすること

⑤ 贈与、和解、仲裁合意（仲裁法２条１項）をすること

⑥ 相続の承認もしくは放棄または遺産の分割をすること

⑦ 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、または負担付遺贈を承認すること

⑧ 新築、改築、増築または大修繕をすること

⑨ 民法602条に定める期間を超える賃貸借をすること

以上の行為は、本人が、その重要な財産を変動させるかまたはその可能性のある行為、あるいは債務ないし負担を負う行為などであるから、本人の利益を擁護するため、これらの行為を行うには、保佐人の同意を要するものとされた。

Ⅱ　手続の開始

1　申立権者

申立権者は次のとおりである。

①　本人、配偶者、４親等内の親族、成年後見人、成年後見監督人、補助人、補助監督人、検察官（民11条本文。なお、内縁の妻の申立権については第２章Ⅱ１⑵参照）

②　任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人（任意後見10条２項）

③　市区町村長（老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健福祉法51条の11の２、地方自治法283条）

2　管　轄

本人の住所地の家庭裁判所となる（法128条１項）。

入院・入所先と住民登録地、保佐開始後の住所移動については第２章Ⅱ２参照。

3　申立費用

申立てに要する費用は次のとおりである。

①　申立手数料　　収入印紙　800円（民訴費用３条・別表１・一五）

②　予納郵便切手　　500円×４枚、100円×５枚、82円×15枚、62円×３枚、20円×５枚、10円×10枚、１円×14枚（合計4130円）（または窓口で指示するとおり）

③　登記手数料　　収入印紙　2600円

④　鑑定費用　　鑑定費用の取扱いは、家庭裁判所ごとに異なることがある。事前に、管轄の家庭裁判所に確認することが望ましい。

4　提出書類

最近では、ほとんどの裁判所において、申立書類および必要書類のリストを用意しているので、窓口またはインターネットで取り寄せるのが望ましい。必要な書類は家庭裁判所ごとに異なるが、以下には、一般例を示すこととする（【　】は、東京家庭裁判所の扱いである）。

⑴　申立書類

①　申立書（代理行為目録・同意行為目録）

②　申立事情説明書（申立書付票）

③　親族関係図

④　本人の財産目録およびその資料（通帳写し、不動産の登記事項証明書または登記簿謄本（写しでも可）、領収書写し等）

⑤　本人の収支状況報告書およびその資料（領収書のコピー等）

⑥　後見人等候補者事情説明書

⑦　親族の同意書**（注１）**

⑵　本人についての添付資料

①　戸籍謄本（全部事項証明書）【戸籍個人事項証明書（本人部分のみ）】

②　住民票の写し（世帯全部、省略のないもの【本人部分のみ、本籍の記載不要】個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

③　後見登記がされていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないことの証明）

④　診断書（成年後見用、同付票）**（注２）**

⑤　療育手帳の写し（交付を受けている場合。東京都では「愛の手帳」と名付けている）

⑶　保佐人候補者についての添付資料

・　住民票の写し（専門職以外については世帯全部、省略のないもの【候補者部分のみ、本籍の記載不要】個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

⑷　申立人についての添付資料

・　戸籍謄本等（申立人が４親頭内の親族である場合）【不要】。

（注１）　本人の推定相続人や事実上身上監護をしている親族が後見開始および

後見人候補者を成年後見人に選任することに同意をしている場合には、その同意書を提出する。この同意書の提出があれば家庭裁判所はその者に対し意見照合を行わない（第２章Ⅲの６）。

（注２） 診断書は、実務上、必ず提出を求めている。申立てをすることが適切かどうか（精神上の障害と無関係な病気の場合には手続を利用できない）、申立ての類型が適切かどうか（鑑定の要否、本人の同意の要否など、後見・保佐・補助の各類型によって、その後の手続が異なっている。当初に誤った類型を選択すると、無駄な手続により時間を費やすことがある）の判断に必要となるからである。

なお、診察をした医師は、正当な事由がなければ診断書の交付を拒んではならないとされている（医師法19条２項）。ただし、精神的な能力・病状について判断するには、一定期間診察することを要する場合もあるので、診察をした医師とよく協議をする必要があろう。

診断書については、成年後見制度利用促進基本計画を受けて見直しが行われ、2019年４月頃に新様式に改訂される見込みといわれている。

⑸　同時に代理権付与の申立てもする場合

本人自筆の同意書（自筆ができない場合は、その旨申立ての理由に書いておくとよい）を添付する。

【申立書記載例３－２－１】　保佐開始の審判申立書（保佐開始の審判のみを申し立てる場合）

受付印	
貼用収入印紙　　円	
予納郵便切手　　円	
予納収入印紙　　円	

保　佐　開　始　申　立　書

（注意）登記手数料としての収入印紙は，貼らずにそのまま提出してください。
この欄に**申立手数料としての**収入印紙を貼ってください
（貼った印紙に押印しないでください）。

申立手数料
- 保佐開始のみの場合800円分
- 保佐開始＋同意権拡張（☆）の場合1,600円分
- 保佐開始＋代理権付与の場合1,600円分
- 保佐開始＋同意権拡張(☆)＋代理権付与の場合2,400円分

準口頭		関連事件番号　平成　　年（家）第　　号

△　△　家庭裁判所 御中 平成　○　年　○　月　○　日	申立人の記名押印	春　野　　かすみ　　印

添付書類	（同じ書類は１通で足ります。審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。） □ 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）　□ 本人の住民票又は戸籍附票 □ 本人の登記されていないことの証明書　□ 本人の診断書（家庭裁判所が定める様式のもの） □ 本人の財産に関する資料　□ 保佐人候補者の住民票又は戸籍附票 □（同意権拡張又は代理権付与を求める場合）同意権，代理権を要する行為に関する資料（契約書写し等） □

申立人	住　所	〒○○○－○○○○ △△市△△町｜｜番地｜	電話　○○○（○○○）○○○○ （　　方）
	フリガナ 氏　名	ハル　ノ 春　野　　かすみ	大正 (昭和) 平成　○年○月○日生 （　　歳）
	職　業	主　婦	
	本人との関係	※1　本人　　2　配偶者　　(3)　四親等内の親族（　　） 4　（未成年・成年）後見人　　5　（未成年・成年）後見監督人 6　補助人・補助監督人　　7　任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人 8　その他（　　）	
本人	本　籍 （国　籍）	△　△　都　道 府　(県)　△△市△△町｜｜番地	
	住　所	〒　　－ 申立人と同じ	電話　　（　　） （　　方）
	フリガナ 氏　名	ハル　ノ　　ハナ　コ 春　野　　花　子	明治 大正 (昭和) 平成　○年○月○日生 （　　歳）
	職　業	無	

（注）　太わくの中だけ記入してください。※の部分は，当てはまる番号を○で囲み，３又は８を選んだ場合には，（　）内に具体的に記入してください。　☆民法第13条第１項に規定されている行為については，申立ての必要はありません。

申　立　て　の　趣　旨
本人について保佐を開始するとの審判を求める。
（必要とする場合に限り，当てはまる番号を○で囲んでください。） 1　本人が以下の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも，その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。（☆） 2　本人のために以下の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。
（行為の内容を記入してください。書き切れない場合は別紙を利用してください。）

申　立　て　の　理　由
（申立ての動機，本人の生活状況など具体的に記入してください。書き切れない場合は別紙を利用してください。）
1　本人は，多発性脳梗塞後遺症である脳血管性認知症により，知的能力が低下
し，現在，肩書住所で家族の介護を受けながら暮らしています。
2　本人は，日常の買物程度はどうやらできますが，重要な財産行為は他人の援
助を必要とする状態にあるため，本申立てをします。

保佐人 候補者 （適当な人がいる場合に記載してください。）	（いずれかを○で囲んでください。） 1．申立人と同じ（右欄の記載は不要） 2．申立人以外（右欄に記載）	住所	〒　－　電話　（　） （　方）		
		フリガナ 氏名			大正 昭和　年　月　日生 平成　（　歳）
		職業		本人との関係	
		勤務先	電話　（　）		

（注）　太わくの中だけ記入してください。　☆民法第13条第１項に規定されている行為については，申立ての必要はありません。

【申立書記載例３－２－２】　保佐開始の審判申立書（身上監護・財産管理についての比較的広範な代理権付与を求める場合）

申立ての趣旨

本人について，保佐を開始するとの審判を求める。

別紙代理行為一覧記載の行為について，保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。

申立ての理由

1　本人は，多発性脳梗塞後遺症である脳血管性認知症により，知的能力が低下し，現在，肩書住所で家族の介護を受けながら暮らしています。

2　本人は，日常の買物程度はどうやらできますが，重要な財産行為は他人の援助を必要とする状態にあるため，本申立てをします。

3　本人の預貯金管理や生活費支出，生活費確保のための不動産処分，身上監護のための入院・入所契約等をするために，別紙代理行為一覧に印を付けた行為について，代理権の付与を求めます。

（東京家裁後見サイト）

（別紙）【保佐・補助開始申立用】

代　理　行　為　目　録

作成者　　春野かすみ

必要な代理行為をチェック又は記入してください（包括的な代理権の付与は認められません。）。

どのような代理権を付与するかは，本人の意向（同意）を踏まえ，裁判所が判断します。

1　財産管理関係

⑴　不動産関係

☑[1]本人の不動産に関する（☑売却，□担保権設定，☑賃貸，□警備，□＿＿＿＿＿）契約の締結，更新，変更及び解除

□[2]他人の不動産に関する（□購入，□借地，□借家）契約の締結，更新，変更及び解除

☑[3]住居等の（□新築，□増改築，☑修繕（樹木の伐採を含む。），□解体，□＿＿＿＿＿）に関する請負契約の締結，変更及び解除

□[4]本人の不動産内に存する動産の処分

□[5]本人又は他人の不動産に関する賃貸借契約から生じる債権の回収及び債務の弁済

(2)　預貯金等金融関係

☑[1](☑全ての，□別紙の口座に関する，□別紙の口座を除く全ての）預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引（解約（脱退）及び新規口座の開設を含む。）

□[2]預貯金及び出資金以外の本人と金融機関との（□貸金庫取引，□証券取引（保護預かり取引を含む。），□為替取引，□信託取引，□＿＿＿＿＿＿）

(3)　保険に関する事項

☑[1]保険契約の締結，変更及び解除

☑[2]保険金及び賠償金の請求及び受領

(4)　その他

☑[1](☑年金，障害手当金その他の社会保障給付，□臨時給付金その他の公的給付，□配当金，□＿＿＿＿＿＿）の受領及びこれに関する諸手続

☑[2](☑公共料金，☑保険料，□ローンの返済金，□管理費等，□＿＿＿＿＿＿）の支払及びこれに関する諸手続

☑[3]情報通信（携帯電話，インターネット等）に関する契約の締結，変更，解除及び費用の支払

□[4]本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済（そのための交渉を含む。）

□[5]本人が現に有する債権の回収（そのための交渉を含む。）

2　相続関係

□[1]相続の承認又は放棄

□[2]贈与又は遺贈の受諾

□[3]遺産分割（協議，調停及び審判）又は単独相続に関する諸手続

□[4]遺留分減殺請求（協議及び調停）に関する諸手続

3　身上監護関係

☑[1]介護契約その他の福祉サービス契約の締結，変更，解除及び費用の支払並びに還付金等の受領

☑[2]介護保険，要介護認定，健康保険等の各申請（各種給付金及び還付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て

☑[3]福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結，変更，解除及び費用の支払並びに還付金等の受領

☑[4]医療契約及び病院への入院に関する契約の締結，変更，解除及び費用の支払並びに還付金等の受領

4　その他

☑[1]税金の申告，納付，更正，還付及びこれらに関する諸手続

☑[2]登記，登録の申請

☑[3]マイナンバー関連書類の受領

□[4]調停手続（**2**[3]及び[4]を除く。）及び訴訟手続（民事訴訟法55条2項の特別授権事項を含む。）

※保佐人又は補助人が申立代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときのみ付与することができる。

□[5]調停手続（**2**[3]及び[4]を除く。）及び訴訟手続（民事訴訟法55条2項の特別授権事項を含む。）について，申立代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に対し授権をすること

□[6]＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　関連手続

☑[1]以上の各事務の処理に必要な費用等の支払

☑[2]以上の各事務に関連する一切の事項（公的な届出，手続等を含む。）

以　上

【申立書記載例３－２－３】　保佐開始の審判申立書（行為を限定して代理権の付与を求める場合）

申立ての理由

1　本人は，交通事故により脳挫傷の傷害を負い，その後遺障害により，知的能力が低下し，現在，〇〇市内の「△△病院」に入院しています。

2　本人は，施設内での買物程度はできますが，重要な財産行為は他人の援助を必要とする状態にあるため，本申立てをします。

3　このたび，本人の交通事故の損害賠償に関する示談交渉，場合によっては訴訟を行う必要が生じ，また，本人の亡父の遺産分割の必要も生じたので，保佐人には弁護士である青空晴子を選任した上，別紙代理行為目録記載の行為について代理権の付与を求めます。

（別紙）

代理行為目録

1　交通事故による損害賠償請求に関する示談，訴訟行為等（民事訴訟法55条２項の特別授権事項を含む。）
2　本人の亡父の遺産分割に関する協議，調停，審判及びこれらに関する一切の行為

以上

Ⅲ　審判手続

審判手続は後見と同様である。以下については、第２章を参照されたい。

⑴　手続の概要
⑵　手続案内
⑶　受付
⑷　申立人・保佐人候補者等からの事情聴取
⑸　本人の陳述聴取・意向調査
⑹　親族の意向照会
⑺　本人の精神鑑定
⑻　保佐人候補者の適格性審理
⑼　調査官による調査
⑽　審問

Ⅳ　審判とその告知・審判に対する不服申立て

1　審判書

審判は、原則として、所定の事項を記載した審判書を作成して行う（法76条）。

《審判書記載例３－４－１》　保佐開始の審判書（代理権付与、保佐人の同意を要する行為の定めがない場合）

平成○年㈜第0001号　保佐開始の審判申立事件

審　　判

住所　△△県△△市△△町11番地１
申　立　人　　春　　野　　か　す　み
本籍　△△県△△市△△町11番地
住所　△△県△△市△△町11番地１
本　　人　　春　　野　　花　　子
昭和○年○月○日生

主　　文

１　本人について保佐を開始する。
２　本人の保佐人として申立人を選任する。

理　　由

１　保佐開始について

医師による鑑定の結果その他一件記録によれば，本人は，多発性脳梗塞後遺症に起因する認知症により知的能力が低下し（知能検査の結果は改訂長谷川式簡易知能評価スケール16点），自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要な状態にあって，回復の可能性は低いと認められ，本人は精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分であるから，保佐を開始するのが相当である。

２　保佐人の選任について

⑴　一件記録によれば，以下の事実が認められる。

①　本人の生活状況について
自宅で家族と暮らし，その介護を受けている。

②　本人の財産状態
現在判明しているものは一件記録中の財産目録記載のとおりである。

③　本件申立ての動機・目的
入院・入所契約，生活費等確保のための不動産処分（売却・賃貸），その他の身上監護及び財産管理

④　保佐人候補者
本人の長女（申立人）であって，欠格事由及び不適格事由は認められない。

⑵　以上の事実によれば，上記候補者を保佐人に選任するのが相当である。

よって，主文のとおり審判する。

平成○年○月○日
△△家庭裁判所家事部
裁判官　　大　　丘　　忠　　介　印

執筆者（第二版・第三版）

坂野　征四郎（さかの　せいしろう）
弁護士・虎ノ門法律経済事務所
〔事務所所在地〕
虎ノ門法律経済事務所
〒105-0003　東京都港区西新橋１-20-３　虎ノ門法曹ビル９階
TEL：03-5501-2461　　FAX：03-5501-2479

執筆者（初版）

（当時の所属）

坂野征四郎
さいたま家庭・地方裁判所川越支部判事（前東京家庭裁判所後見センター判事）

古谷健二郎
長野地方・家庭裁判所佐久支部判事（元東京家庭裁判所後見センター判事補）

市川　智祥
横浜家庭裁判所訟廷管理官（前東京家庭裁判所後見センター主任書記官）

小木　知一
静岡家庭裁判所訟廷管理官（前東京家庭裁判所後見センター主任書記官）

福本　　修
最高裁判所事務総局秘書課課長補佐（前東京家庭裁判所後見センター主任書記官）

津川　健美
千葉家庭裁判所八日市場支部書記官（前東京家庭裁判所後見センター書記官）

松島　克宏
知的財産高等裁判所書記官（前東京家庭裁判所後見センター書記官）

鈴木　基良
東京地方裁判所書記官（前東京家庭裁判所後見センター書記官）

書式　成年後見の実務〔第三版〕

平成31年３月22日　第１刷発行

定価　本体3,800円＋税

著　者　坂野　征四郎

発　行　株式会社　民事法研究会

印　刷　藤原印刷株式会社

発行所　株式会社　民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16
〔営業〕TEL 03(5798)7257　FAX 03(5798)7258
〔編集〕TEL 03(5798)7277　FAX 03(5798)7278
http://www.minjiho.com/　info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。
カバーデザイン／袴田峯男　ISBN978-4-86556-256-9　C3332　¥3800E